

第 6 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

令和2年12月10日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和2年12月10日(木曜日)

午前9時58分開議  
午前10時38分休憩  
午前10時41分開議  
午前11時44分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第12号)

議案第13号 国営大野川上流土地改良事業の経費に対する市負担金について

議案第15号 工事請負契約の締結について

議案第16号 工事請負契約の変更について

議案第17号 工事請負契約の変更について

請第24号 我が国の領海・排他的経済水域内での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについて
- ②次期「熊本県食料・農業・農村基本計画」、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」、「熊本県水産基本計画」の策定について
- ③新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響について
- ④令和元年度の野生鳥獣による農作物の被害状況について
- ⑤高病原性鳥インフルエンザへの対応について

出席委員(8人)

委員長 田代国広  
副委員長 吉田孝平

委員 前川 收  
委員 磯田 毅  
委員 濱田 大造  
委員 大平 雄一  
委員 池永 幸生  
委員 南部 隼平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内 信義  
政策審議監  
兼団体支援課長 千田 真寿  
生産経営局長 下田 安幸  
農村振興局長 久保田 修  
森林局長 古賀 英雄  
水産局長 山田 雅章  
首席審議員  
兼農林水産政策課長 渡邊 泰浩  
農業技術課長 酒瀬川 美鈴  
首席審議員  
兼農産園芸課長 井上 克浩  
政策監 徳永 浩美  
畜産課長 上村 佳朗  
農地・担い手支援課長 楮本 亮治  
農村計画課長 渡辺 昌明  
農地整備課長 清藤 浩文  
むらづくり課長 後藤 雅彦  
技術管理課長 田島 宏  
森林整備課長 笹木 征道  
森林保全課長 大岩 禎一  
水産振興課長 中原 康智  
漁港漁場整備課長 緒方 誠

事務局職員出席者

議事課課長補佐 門 垣 文 輝  
政務調査課主幹 近 藤 隆 志

午前9時58分開議

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第6回農林水産常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

なお、前回9月定例会の委員会と同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第の2に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしく願いいたします。

また、本日の委員会は、前回と同様に、マスク等の入室を一部制限しており、これに対処するため、本日の委員会の様子をパソコン等で視聴できるよう庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、竹内農林水産部長。

○竹内農林水産部長 おはようございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、3点御報告させていただきます。

まず、令和2年7月豪雨災害への対応についてです。

県では、11月24日に、球磨川流域の復旧、

復興の目指す姿を描いた令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランを策定いたしました。生命、財産を守り、安全、安心を確保しながら、球磨川流域の豊かな恵みを享受するとのグリーンニューディールという本プランの基本理念は、農地、森林、球磨川を政策の対象とする私ども農林水産部にとりまして、非常に関連が深いものとなっております。被災者、被災地域の一日も早い復旧、復興に向け、当部の総力を結集して取り組んでまいります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症に対する取組についてです。

農林水産物への影響について、8月の委員会において、1月から6月までの6か月間に、約70.8億円の需要減少が生じていることを御報告いたしました。その後、10月までも影響は継続しており、最新の価格動向等を踏まえた試算では、水産物、牛肉等に、さらに33.1億円の需要減少が生じ、総影響額が100億円を超えております。

引き続き、本県農林水産業が持続的に発展していけるよう、切れ目ない支援にしっかりと取り組んでまいります。

3点目は、鳥インフルエンザの防疫対策についてです。

11月5日に、香川県で、今シーズン、家禽において初めてとなる鳥インフルエンザが発生し、11月25日以降、九州内でも、福岡県、宮崎県、そして本日、大分県でも発生しております。この40日足らずの間に、全国で、平成15年以降最多となる約249万羽が殺処分されることとなります。

既に県では、養鶏農場に対して、知事による消毒命令を告示し、発生予防及び蔓延防止に万全を期しております。現時点で、県内の異常は確認されておりませんが、万が一発生した場合でも的確に対応できるよう、これまでのノウハウの蓄積と防疫演習の成果も生かし、既に全庁的な対応体制を整えておりま

す。

以上、3点御報告いたしました。詳細は、後ほど、その他報告にて担当課長からそれぞれ説明させていただきます。

それでは、今回提案しております議案の概要を御説明させていただきます。

補正予算が1件、条例等関係が4件となっております。

まず、補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害への対応などに加え、養豚農場の防疫対策など、総額8億円余の増額補正となり、これを現計予算と合算しますと、一般会計、特別会計を合わせて1,118億円余となります。また、年間を通じた事業執行の平準化を図るための、いわゆるゼロ国債、ゼロ県債の設定や繰越明許費の設定も提案しております。

条例等関係では、土地改良事業の経費に対する市負担金1件、工事請負契約の締結、変更3件を提案しております。

以上が今回提案しております議案の概要となります。

また、その他報告事項としまして、全ての常任委員会での共通の報告事項となる令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに加え、次期熊本県食料・農業・農村基本計画等の策定、新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響、野生鳥獣による農作物の被害状況及び高病原性鳥インフルエンザへの対応の5件を御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○田代国広委員長 次に、付託議案について、担当課長から、資料に従い、順次説明をお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の農林水産常任委員会説明資料(11月補正予算関係及び条例等関係)の1ページをお願いいたします。

令和2年度11月補正予算総括表でございます。

補正額、(B)欄の一番下を御覧ください。

部長からも御説明がありましたが、農林水産部全体で8億800万円余の増額補正で、補正後の総額は、その右隣、計(A)+(B)の欄の一番下になりますが、1,118億9,500万円余となっております。

補正予算の詳細につきましては、後に各課から順次御説明いたしますが、その前に3ページを御覧ください。

農業気象対策事業費における農業用ハウス強靱化緊急対策事業のように、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策としての国の割当てに対応する施策は、四角囲みで「強靱化」と記載しております。また、後のページで出てまいります。新型コロナウイルス感染症に対応する施策についてはコロナ対策、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興に関する施策については「7月豪雨」と記載しております。

恐れ入りますが、少し飛びまして、13ページをお願いいたします。

令和2年度繰越明許費の設定でございます。

設定額につきましては、今年度の各事業の進捗状況等を踏まえて算出しております。

一番下の合計額でございますが、農林水産部全体で612億5,100万円となっております。

農林水産政策課からは以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

2段目の農業気象対策事業費でございますが、これは、営農対策として、阿蘇火山等の

降灰量などを調査委託する業務です。令和3年度も、年度当初から継続して調査を実施するため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いたします。農業技術課は以上でございます。

○井上農産園芸課長 農産園芸課でございます。

下のページをお願いいたします。

2段目、農業気象対策事業費、説明欄の農業用ハウス強靱化緊急対策事業は、老朽化などにより、十分な耐候性がない農業用ハウスの補強として、パイプ補強や防風ネット、非常用電源の設置等に助成するものです。事業の追加要望分の増加に伴う増です。

3段目、国庫支出金返納金、説明欄の経営所得安定対策推進事業国庫返納金は、畑作に対する直接払いとか、水田での麦、大豆、飼料用米、WC S 稲の交付金の推進を図る経営所得安定対策推進事業の事業費確定に伴う国庫支出金返納金で、地域再生協議会からの労働保険料の還付に伴う国への返納です。

農産園芸課は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

4ページをお願いします。

家畜衛生・防疫対策事業費の野生動物侵入防止柵整備事業でございます。

これは、新たに規模拡大等を行う養豚農場へのアフリカ豚熱感染防止のための野生動物侵入防止柵の整備に対する助成でございます。国の消費・安全対策交付金を活用し、実施するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

下のページをお願いいたします。

農業改良普及費でございますが、説明欄の多様な人材による援農・就農支援事業（R2 経済対策分）は、新型コロナ対策として、将来の農業生産を支える人材育成のための研修に必要な機械等を導入する事業でございます。農業大学の機械整備のために増額するもので、国の補助が2分の1、残りの県負担分の8割は新型コロナ臨時交付金を充当いたします。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

6ページをお願いいたします。

2段目の国庫支出金返納金については、説明欄のとおり、農業農村整備事業の事業費確定に伴う国庫支出金等の返納金で、令和元年度繰越事業費の確定に伴うものでございます。

4段目の農業生産基盤整備事業費につきましては、国においては、補正予算と合わせて、ゼロ国債事業の実施が検討されており、県としましても、債務負担行為を追加し、予算の確保をしたいと考えています。説明欄のとおり、農業生産基盤整備事業の七城北部地区ほか1地区を予定しております。

6段目の海岸保全事業費については、説明欄のとおり、災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費で、7月豪雨災害で農地海岸に漂着した流木等の処理に要する経費でございます。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

下のページ、7ページをお願いします。

2段目の国庫支出金返納金については、中山間地域等直接支払交付金に係る協定面積が、公共事業に伴う用地買収等で減少したこ

とに伴う国庫支出金返納金です。

4段目の国庫支出金返納金については、多面的機能支払交付金の事業費が確定したことに伴う国庫支出金返納金です。

むらづくり課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○田島技術管理課長 技術管理課でございます。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

右側の説明欄の積算基礎資材単価調査業務は、農林水産部が発注する公共工事の積算資料とするため、建設資材の取引価格の実態調査を行うものでございます。4月から業務に取りかかるためには、3月までに委託契約する必要がありますので、債務負担行為の追加を行うものでございます。

技術管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○渡辺農村計画課長 農村計画課です。

14ページをお願いします。

議案第13号、国営大野川上流土地改良事業の経費に対する市負担金についてです。

令和元年度において国が施行しました国営大野川上流土地改良事業に要した経費の一部を阿蘇市に負担させるため、土地改良法の規定により議会の議決を得るものでございます。

農村計画課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

16ページをお願いします。

議案第15号、工事請負契約の締結についてでございます。

竜北地区農村地域防災減災事業の工事請負契約の締結について、工事名が竜北地区農村

地域防災減災事業(湛防)R1補正第17号工事他合併で、工事内容は、排水機場の下部工事でございます。工事場所は、八代郡氷川町鹿野地内です。工期は、契約締結の日の翌日から令和6年3月15日までです。契約金額は、9億2,400万円で、契約相手方は、土井・高野建設工事共同企業体で、代表者は、株式会社土井組の代表取締役、土井建です。契約の方法は、一般競争入札でございます。

事業の全体概要等については、17ページに記載のとおりでございます。

18ページをお願いいたします。

議案第16号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成29年11月議会において議決されました昭和地区経営体育成基盤整備事業第19号工事の請負契約につきまして、契約金額7億1,669万3,094円を7億6,950万2,682円に変更するものです。

工事の概要は、19ページの資料の2、議案である工事の概要に記載しているとおりで

す。また、変更理由は、3の主な変更理由のとおりで、排水機場の吐出樋管を海岸堤防に設置するに当たって、海岸保全施設である捨て石や消波ブロックの復旧数量が増加したことによるものです。

20ページをお願いいたします。

議案第17号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成31年2月議会において議決されました大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事の請負契約の工期について、平成31年1月29日から令和2年12月28日までを平成31年1月29日から令和3年3月19日までに変更するものです。

工事の概要は、21ページの資料の2、議案である工事の概要に記載しているとおりで

す。また、変更理由は、3、主な変更理由のとお

おり、今年の梅雨前線豪雨により、工事中の仮排水トンネル内で湧水が発生し、工事施工が困難となったことから、工事の一時中止命令の措置をとったところです。この工事中止に伴う工期の変更を行うものでございます。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、付託議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 2つございます。1つは、全体的な話で、ちょっとどこはなかなか言いにくいんですけども、どこがいいかな。じゃあ9ページ、森林保全課。

単県治山事業ということで、7月豪雨の治山を市町村営事業に対する補助を出すという形で御提案いただいております。

これ、今年度予算という前提になる以上は、基本的には年度内ということでは工事を終われという話になると思いますが、このことに限らずなんですけれども、今度3次補正の話も国で出ておりますが、今国の予算配置というのは、年度をまたぎながら、途中を使いながらとか、12か月が1年ですけれども、13か月予算とか14か月予算とかという言い方もしながら、非常に我々にとっては、その財源をどんどん出していただく、フレキシブルにやっていただくということは、とてもありがたいことですし、災害があったときなんかは、特にそうしてもらわないと困るんですが、その背景としては、必ず単年度主義がついて回るんですね、予算の単年度主義というのが。そうした場合に、次は、1回目、もう繰越しが来年の4月に来て、次の4月は事

故繰りだということになって、事故繰りではできませんよという予算の単年度主義との戦いをこれまでも何回もやってきたというふうに思っております。

そこで、一番最初に、地元の皆さん、特に受益者の皆さん方、被災された受益者の皆さん方に、とにかく年内に早く決めないと、この事業は今年いっぱい決めてもらわないと困りますという話が、これは農政に限らずです。農政に限らず、いろんな部署でそういう話が出てしまうと、災害に遭われて、避難所暮らしをしながら、やっと仮設に移ってきた、さあ明日からどうしようかって、そんな話のときに、急げ急げと後ろから背中を押されても、そう簡単にいろんな判断ができない、手続ができないという方、これは、例えば、昔のグループ補助金、なりわい補助金も一緒だと思いますけれども、そういう話になるわけですね。

ですから、ぜひ、ここは戦略的に繰越しを使っていくという思いを皆さん方に持っていたきながら、それは、政治も一体となりながら、特に、被災関係については、最後まで寄り添うというのが知事の基本方針でありますので、その点については、しっかり末端職員の皆さん方にも徹底していただくという姿勢がぜひ必要だというふうに思います。年度内にしなきゃいけないんだ、早くしてくれ、早くしてくれという少しの言葉が、それはもう被災者には物すごく大きなプレッシャーになるということを、ぜひ皆さんで共有していただければというふうに思いますので、後ほど、部長に、そのことは御答弁をいただければと思います。

もう1つ、14ページですね。

大野川上流土地改良事業の経費に対する市の負担ということで、これちょっと確認ですけども、大野川上流土地改良事業というのは、例の大蘇ダムを含む事業だろうと私は思っていますが、その大蘇ダムが、この間竣工を

したわけですがけれども、水漏れがひどいということで、さらに追加工事があると、追加工事をせざるを得ないんじゃないかという状況になっております。

この事業の——土地改良の負担というのは、分からぬじゃないですけども、基本的に土地改良の負担というのは、工事費の負担ということになるんだろうと思うんですね。その工事費の負担を、県の議決によって、阿蘇市のほうは幾ら負担してくださいということを、今決められる状況なのかなということを、率直にこの議案を見ながら思いました。

というのは、受益者にまだ迷惑はかかってないという話かもしれませんが、そもそも湛水能力、どのくらい水を配ることができますよという能力に応じて工事もしてあるわけですね。ところが、それを100%、今現状は足りてるかもしれませんが、100%カバーできますかというのは、できないはずですよ。そもそも何のために計画があったんですかということになるわけで、受益面積等々に変化が出たり、受益農家等が水を心配せざるを得ない状況というのが生まれる可能性があるという前提の中で、負担金だけ払ってくださいということはいかがなものかと思いますが、その点についてお願いします。

2点です。

○田代国広委員長 前川委員、森林保全課は後半の部分だもん。

○前川収委員 じゃなくていい。森林保全を例えばで話しましたから。

○田代国広委員長 部長でいいですか。

○前川収委員 はい、部長で結構です。それはお分かりだと思います。

○竹内農林水産部長 まさに、全体の国の補

正に伴う私どもの対応ということでのお尋ねだと思います。

○前川収委員 例えの話です。

○竹内農林水産部長 了知しております。

事柄といたしましては、そもそも国の補正予算、経済対策等も見込んで、次にどういったことをやっていくかというのは、常々、私ども県を挙げて積極的に取っていくという体制は、これまでも続けてきているところです。ただ一方で、委員が御指摘のとおり、予算の単年度主義というのがございまして、こちらにつきまして、繰越しというのは非常に限定されております。

一方で、熊本地震以降、やはり繰越しに対しましても、国の方も、ある程度、災害に伴ってやらなければいけないものについては、柔軟に対応していただいているところです。そのようなことを踏まえまして、ある程度、我々事業をやる側としては、繰越しも想定しながらやっておりますけれども、今後、委員御指摘の、住民あるいは受注される方々も含めまして、その繰越しの、言い方もありますけれども、そういった趣旨も徹底して、せかして、やらないと駄目ですよということではなくて、そこは寄り添った形で説明できるように、しっかりと考えていきたいと思っております。

それから、大蘇ダムの方は、具体的に…

○渡辺農村計画課長、農村計画課でございます。

第13号議案は、まさしく大蘇ダムの件でございまして、今回の阿蘇市の負担金については、10月に阿蘇市のほうから負担金の納入について確約書を頂いております。そういう中で、御指摘のとおり、漏水が発覚したわけでございまして、まさに、今日明日で、国のほ

うは、現地のほうで、ダム等の専門家を招いて、漏水状況でございますとかダムの安全性についての評価委員会を開催しているという状況でございます。

大蘇ダムにつきましては、昭和54年から工事に着手しまして、令和元年度に工事が終わったということでございますけれども、平成20年に、やはり1回漏水が発覚いたしまして、そのときに、浸透抑制対策を平成26年から開始したという経緯がございます。20年の漏水時に、農業用水の確保は大丈夫かということで、県のほうから農林水産省に確認しましたところ、浸透抑制対策がなくとも、熊本県の農地については、配分は可能であるという返答を受けておりまして、そのときの浸透抑制対策については、県のほうは負担をしないで、国のほうで施工していただいたという経緯がございます。今回の浸透対策も含めまして、きちっと農家のほうに水を配分していただけるように、再度知事のほうからもお願いしているという状況でございます。

以上でございます。

○久保田農村振興局長 すみません、補足をさせていただきます。

今の野川上流についてですけれども、今担当課長が申し上げましたとおりですが、首尾一貫して、県のほうとしては、この前、農政局のほうから謝罪を含めて説明に来られましたけれども、熊本県としての国に対しての考え方、主張としては、もう2点、当時から変わってございません。

まず、1点目として、前川委員のほうからございました浸透抑制対策、これについては、先ほど説明ございましたとおり、水量は、産山村、旧波野村、阿蘇市のほうでの約260ヘクタールございますけれども、結局、そこを賄う用水については確保できているということで、今後についても、その漏水対策云々については、これは、国が事業主体とし

て責任持ってやるべき話。県としては、阿蘇市、産山村のほうに、水が十分確保できるようにしっかり今後もやっていただくというのが1点。

それと、浸透してしますので、ほとんどの受益は、これ大分県なんですけれども、ダムの属地、所在地は、これ熊本県でございます。産山村でございます。浸透量によって、その周辺への影響とか、ダムの構造そのもの、安定的構造がちゃんと確保できるかということについては、今後もしっかり追跡調査をやって、情報を適宜いただいて説明していただくという、この2点を、前回——先々週来られたときにも、知事のほうから、国に対してお話をさせていただいたということございまして、我々も、この2点についてはしっかり押さえて、阿蘇市、産山と連携をしながら情報収集するとともに、国のほうに、今後も定期的に適宜情報を入れていただいて、注視してまいりたいというふうに考えてございます。

補足、以上でございます。

○前川収委員 すみません。最初の質問のほうに例として出したところが、まだ説明を受けてないところだったことはおわび申し上げますが、例えばの話であって、こういったいわゆる災害とか、そういった年度の当初予算ではない部分で組まれてきた予算についての対応ということの例示として言ったわけですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。ぜひ、さっき部長がおっしゃったとおり、その意識をしっかり持ってください。

我々政治の側は、必ず皆さん方と寄り添って、例えば、今から農地災害をやっているかぬ、農地の復旧をやりますというときには、最後までやっていますと、年度内に単年度災害、現年災として上げてもらうと困りますよなんていうことは言わないわけですね。来年でもいいですよと、何とかしますと

いう話をします。一方で、市町村や県に行く  
と、いやいや、今年中に上げてもらわぬと災  
害ですから困りますと、必ず言われてしまう  
ということのギャップがあるんですよ。そこ  
は、ぜひ、こういった災害ですから、住民に  
最後まで寄り添うと今部長がおっしゃったと  
おりでありまして、制度は制度としてありま  
すけれども、その制度をしっかりと住民に押し  
つけるんじゃないくて、それは、こちら側で何  
かそしゃくしながら、変えながらやっていく  
という覚悟で、住民に最後までぜひ寄り添っ  
ただけければというふうに思います。よろ  
しくお願いいたします。

それと、今の大蘇ダムの話なんですけれど  
も、基本的には、阿蘇市がもう合意なさって  
るということであれば、やむを得ないのかな  
と思います。この負担金は、結局、その後  
漏水工事をやった平成20年の話、あのときも  
大問題になって、当時、あの大蘇ダムのこと  
を大うそダムと、申し訳ありませんが、そう  
いう言い方をした時代があったということ  
でありまして、もともと目的がちゃんと果たせ  
るような構造で設計したはずなんだけれど  
も、それが果たせてないという状況。

ただ、これは視点の違いですけれども、水  
で迷惑をかけないからそれでいいでしょとい  
う話なのか、そもそも負担金を出してやった  
工事は、当初の目的どおりにきちっと完成さ  
せるというのが正しいのかと言われると、私  
は、どう考えても、公共事業であれば後者の  
方だと思うんですね。それだけの工事をやっ  
てるわけですから、それはきちっと調査も含  
めてやってるわけですから、ちゃんともとも  
と持った機能を造ってくださいと、そのため  
に負担金も出して、こうやって工事をやって  
もらったんだということ。

しかも、農業の事業というのは、受益者負  
担金というのがありますね。この大蘇ダムが  
どうされてるかは、私はよく分かりません。  
しかし、一般的には、受益を受ける農家の皆

さん方も負担金を出すということになってる  
わけでありまして、一般的にはですよ、だ  
から、それがなければいいという話でもなく  
て、やっぱりそこはしっかりやり上げなきゃ  
いけないということでもあります。

つまり、私の考えでいけば、もともとあつ  
た平成20年度分の負担も、20年の漏水発覚  
後、漏水対策でやった工事費については、負  
担をすべきじゃないと、する必要がないとい  
うふうに思ってますけれども、今回のこの負  
担金の内容については、そういった部分も入  
っているのですか、どうなんですか。それは  
分かりますか。

○渡辺農村計画課長 今回の負担金につきま  
しては、事業に対する負担金でございませ  
ん。平成26年からやってまいりました漏水対  
策についての負担金については入ってござい  
ません。あくまでもダムを造るときの工事費  
というふうな考えでございます。

○前川収委員 であれば、だからこそ阿蘇市  
もお認めになったんだらうというふうに思  
います。この後、今局長の久保田さんのほうか  
らもお話がございましたけれども、県として  
は、やっぱり当初予定していた、計画されて  
た機能をしっかり造ってくれということ。な  
お、その機能を果たすために、新たな負担を  
県や市町村もしくは受益者に求めることがな  
いようにということを強くおっしゃって  
いただきたいというふうに思いますし、何なら附  
帯決議でもつけて、この議案は通そうかな  
と、通したらどうだろうと、今この場で考  
えてるだけでありまして、何らかのアピ  
ールを県議会としても考えたほうがいいん  
じゃないかなというふうに私は考えてお  
りますので、後ほど休憩時間にでも委員  
長と相談させてもらえればと思います。

以上です、私のほうからは。

○濱田大造委員 関連して質問いたします。

単年度消化主義の話が出てきたんですが、税金を適正に使うために単年度消化主義という考え方があるんだと認識しています。災害などが頻発してますので、繰越明許費っていうので対応されていると。1つの事業を複数年にわたって行うのは仕方のないことかなと考えてるんですが、それに合わせて、ゼロ県債が最近多いなっていうふうな気がしてます。

ゼロ県債というのは、令和3年度の予算を前もって消化するという事だと思んですが、これは、片や今年の予算で消化し切れずに繰り越して事業を継続すると、2年なり3年継続と、片や令和3年度から前借りして事業をします。ただ、納税する立場からしたら、どういう予算の立て方してるのというふうに思えちゃうんですね。これは過渡的なことなのか、もうこれ常態化してるのか、その辺もうちょっと詳しく教えてください。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

委員御指摘のゼロ県債、ゼロ国債につきましては、後ほど担当課から詳しくは御説明させていただきますが、基本的には、工期を十分に取るという観点から設定をいたしております。

今回は、漁港漁場整備課関連で設定をさせていただいておりますが、特に、ノリの時期を考慮することで、早めから工事に着手ができるようにという趣旨で設定をさせていただいております。これにつきましては、基本的には毎年同じ状況ですので、毎回このような設定をさせていただいて、工事に応じまして、影響のある工事につきましては、毎回このように設定させていただいているところでございます。

○濱田大造委員 このゼロ県債の発行というのは、もう前からあったって考えてよろしい

んですか。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

ゼロ県債、ゼロ国債という仕組みにつきましては、以前よりあった仕組みでございます。

○濱田大造委員 最近多くなったとか、そういうことはないんですか。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

過年度の設定の状況を改めてちょっと調査をいたしますが、基本的には以前からあった仕組みでして、それを、現地での状況、例えば、ノリの作付等の状況に応じてきちっと適用をしてくれているということはあると思っております。

○濱田大造委員 了解しました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○前川収委員 まだ採決は後でしょうけれども、できれば、先ほどの大野川上流の土地改良事業の経費の市負担金に係る議案について、先ほど私の発言の趣旨でお分かりのとおり、これ、今後も漏水防止対策工事に対して、県もしくは市町村は一切負担はしないという趣旨の附帯決議をつけて可決という形の附帯決議を出していただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○田代国広委員長 ただいま前川委員から意見がありましたが、大蘇ダムの漏水問題ですね。一応漏水はしないことを前提に今まで負担してきたと思われまますので、今後の漏水に関する工事に対する受益者負担あるいは地元

負担等については、一切拒否するといえますかね、払わないと、そういった附帯決議をつけて、この案件を採決する場合、どうかというふうな内容でありますか、いかがいたしますか。

（「それでいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 よろしいですか。じゃあ、この採決に当たっては、大蘇ダム関係については、そういった附帯決議をつけての採決ということできたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

○池永幸生委員 すみません。分からないところがあって、ちょっと教えてもらいたいですけれども、18ページ、19ページ。

工事契約の変更がうたってあります。この工期が令和3年の2月いっぱいまでというような形になって、これが、5,200万円ほどが、今分かったのか、最初から設計の段階で分からなかったのか。それと、この工期の中で、このブロックとかいけられるでしょうけれども、間に合うのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

今御指摘の昭和地区の排水機場の整備工事の件については、当初設計では分からなかったものでございまして、当時の工事の施工段階で現場で掘削しましたら、想定以上に軟弱地盤で捨て石が下まで入っておったということで、やむを得ずその捨て石を撤去したり、あるいは仮設工事の増加に伴って今回増額変更するもので、現在、工期については、延長した今回の工期の中で、現場のほうは完了するというところで確認をとっております。

○池永幸生委員 住宅あたりを建てるときで

も地中の検査はやるんですね、今。やはりこういう形でも、ぜひ、やっぱり設計の段階で、そうしたら、こういった追加もやらなくていいんでしょうから、そういった形をとってもらえばと思いますけれども。

○清藤農地整備課長 今委員御指摘のとおり、事前調査は十分にやって、ボーリング調査とか地下調査を行った上で、基礎工法等を十分検討しておりますけれども、今回、部分的なもので、どうしても分からなかったケースがございました。こういう経験を踏まえて、今後はしっかり事前調査をやって、できるだけ変更のない工事発注に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えをいたしますので、しばらく休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時41分再開

○田代国広委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの件でございますが、大蘇ダム関係について、委員会といたしましては、附帯決議を付して採決するというふうになっておりますが、その附帯決議と文言につきましては、私委員長に一任いただいておりますか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 じゃあ、そのようにさせていただきます。

それでは、後半の会議を開きますが、後半グループ各課の付託議案について、担当課長から、資料に従い、順次説明をお願いします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に、また、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

農林水産常任委員会説明資料(11月補正予算関係及び条例等関係)について説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

2段目の単県治山事業費です。

単県治山事業(市町村営事業)は、7月豪雨により発生した国庫補助事業要件に満たない保安林以外の山地崩壊において復旧工事を行う市町村に対する助成で、増額補正をお願いしております。

3段目の林地崩壊防止事業費です。

林地崩壊防止事業は、7月豪雨災害が激甚災害の指定を受けたことで、保安林以外の山地崩壊箇所において国庫補助が活用できるもので、その復旧工事を行う市町村に対する助成でございます。

森林保全課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

10ページをお願いいたします。

水産業振興費、浅海増養殖振興事業費で債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、クマモト・オイスターを生食用として流通させるために、食品衛生法で定められた衛生基準を満たしているかについての検査を、出荷期間中、定期的に行う必要があることから、検査業務の委託を行うものでございます。オイスターの出荷が、2月末から5月と年度をまたぎますことから、年度当初の検査を切れ目なく実施するため、年度内に契

約する必要があるため、入札、契約までの諸手続や準備期間を考慮しまして、今回の補正予算で債務負担行為の追加をお願いするものです。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○緒方漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

まず、2段目の水産環境整備事業費につきましては、覆砂等による干潟漁場の環境改善やアサリ漁場の造成を行う事業で、熊本有明地区及び熊本八代地区において覆砂を実施するものです。

次に、4段目、単県漁港改良事業費につきましては、小規模で局部的な漁港改良を行う事業で、郡浦漁港において消波ブロックを施工するものです。

次に、5段目の漁港施設機能強化事業費につきましては、防波堤や岸壁等の改良や物揚げ場の耐震化等、漁港施設の機能強化を図る事業で、塩屋漁港において物揚げ場の耐震化工事を行うものです。

この3事業、いずれもノリ養殖への影響を避け、早期の工事着手を図るために、ゼロ国債、ゼロ県債の設定をお願いするものです。

資料の12ページをお願いします。

1段目の漁港関係港整備事業費につきましては、漁港の既存施設の老朽化及び長寿命化対策を行う事業で、塩屋漁港ほか4漁港において、防波堤補修や泊地しゅんせつ等を実施するものです。

次に、2段目の水産生産基盤整備事業費につきましては、水産物の安定供給に資する整備を行う事業で、熊本市管理の天明漁港において施設整備を実施するものです。

1段目、2段目の2事業、いずれもノリ養殖への影響を避け、早期の工事着手を図るために、前ページの3事業と同様に、ゼロ国債

の設定をお願いするものです。

次に、4段目の現年漁港災害復旧費につきましては、令和2年台風9号により被災しました県管理の二江漁港ほか2漁港における災害復旧に要する経費として、今回補正をお願いするものです。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、付託議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、繰り返しますが、マイクに近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 10ページ、水産振興課。

カキの検査業務ということで、クマモト・オイスター、頑張って作っていただいておりますが、オイスターの純粋種と、それからハイブリッドと、2つ作るという話がちょっとあったんですけども、今年は、その両方とも生育状況ってどうなのかな。毎年、気になってますけれども、そのことについて一つ、またお話をしていただければと思います。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

オイスターの件、いつも心配いただいております。今現在、養殖試験を行っておりますのは、純種のみにしております。これは、ハイブリッドのほうがなかなかうまくいかなかったというところもございます。また、昨年からは、越夏、夏を越す技術というところで、一つ成果が得られましたので、今年も、引き続き、その技術を使いまして、今越夏を、夏

を越させているということで、現在、約5万個強の養殖をしているというところでございます。サイズも、出荷サイズ、平均の45ミリ程度、出荷の目標にしているサイズに達しているということで、身が入りましたら、2月下旬ぐらいから出荷ができるのではないかと。それと併せまして、夏を越させない短期の純種の種苗生産もして、今配付をしていると。両構えで、今させていただいているところです。

○前川収委員 もともとクマモト・オイスターという名前でアメリカなんかで普及して、どんどん高級カキとして世界中で有名になっているカキが、熊本では生産されてないということから、当時、西岡県議だったですけども、ぜひそれをもう一回熊本に戻そうじゃないかという思いで始まった事業でありました。そう簡単に、普及するのはなかなか難しいのかなとは思いますが、でも、やっぱりそういうもともと熊本ってついている名前のカキで、しかも、その品種については、非常に世界的評価が高いというものでありますから、ぜひ粘り強くしっかり頑張っていただければというふうに思います。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第13号及び第15号から第17号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第24号を議題いたします。

請第24号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

請願にあります領海、排他的経済水域内の安全な漁業活動の実現に関しまして、本県漁業者と関係があります尖閣諸島周辺の状況について御説明いたします。

尖閣諸島周辺海域は、水産資源の宝庫とされ、沖縄県はじめ多くの漁業者が、この海域で漁業を行っておられます。

尖閣諸島の周辺の排他的経済水域でございますけれども、1997年から、日中漁業協定に基づく暫定措置水域として両国の漁船の活動が認められており、本県からも4隻が、国の許可の下、フグやハタ、クエなどを対象とした一本釣りやはえ縄漁業を営んでおられます。

しかし、近年、中国漁船の違反操業や、中国の海警局公船が領海、接続水域へ侵入し、操業中の漁船に接近するなど、漁業者の安全を脅かす事態が頻発するようになっております。

請願書に、令和2年10月11日、中国公船が我が国漁船に接近したというふうにあります。その中の1隻が本県の漁船でございます。この漁船、その後、危険回避のため、少し離れた場所で操業するなどの対応を強いられたということでありまして、本県の漁業者にとりましても、周辺海域の安全を担保する処置は重要と考えております。

国は、尖閣諸島周辺で頻発する違法操業等に関し、外交ルート等を通じて違法操業に関する申入れを行うとともに、水産庁の大型漁業取締り船や海上保安庁の大型巡視船、航空

機などの増強整備に取り組まれておられて、令和3年度の概算要求でも重点要求をされているというところでございます。

このような状況から、尖閣諸島周辺海域で、本県を含む漁業者の将来にわたる安全確保を要望する請願書の趣旨というのは適当かなというふうに考えております。

以上です。

○田代国広委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。請第24号については、いかがいたしましょうか。

（「可決でお願いします」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 採択、不採択。

（「採択でお願いします」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第24号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、請第24号は採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第24号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について事務局から配付させます。

（意見書(案)配付）

○田代国広委員長 配付は終わりましたか。

今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とおおむね内容は変わらないようではありますが、この案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。

よって、この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思いません。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっておりません。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思えます。

それでは、順次報告をお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会報告資料、(1)令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについて御説明させていただきます。

本プランは、11月19日に知事が表明いたしました緑の流域治水という方向性をベースに、球磨川流域の復旧、復興の目指す姿を描いたもので、同月24日に開催されました第4回令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議にて承認、公表されたものです。

なお、本件につきましては、企画振興部球磨川流域復興局から総務常任委員会に報告されたものですが、県政全般に関するプランになりますので、農林水産常任委員会においても御報告させていただくものです。

それでは、1ページをお願いいたします。

まず、左の1、被災状況、豪雨災害の検証では、各種被害について記載しています。

次に、2、復旧、復興の基本理念、目指す姿では、復旧、復興の3原則とくまもと復旧・復興有識者会議からいただいた提言を踏

まえ、矢印の下にあります「生命・財産を守り安全・安心を確保する」「球磨川流域の豊かな恵みを享受する」との2つを基本理念として位置づけています。そして、目指す姿として、「愛する地域で誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が“残り・集う”持続可能な地域の実現」に取り組むこととしています。

2ページをお願いいたします。

ここでは、3、新たな治水の方向性を踏まえた治水、防災対策及び被災者、被災地域の1日も早い復旧、復興に向けた取組を整理しています。

まず、上段には、復旧、復興の前提となる治水対策として、流域全体の総合力による緑の流域治水と題し、左上の新たな治水の方向性を踏まえた抜本的な対策として、「「緑の流域治水」の1つとして、住民の「命」と地域の宝の「清流」をともに守る「新たな流水型ダム」の推進」を掲げています。

その下の速やかな再度災害防止のための緊急治水対策としては、住民の方々からの御意見にも多かった河道掘削や堤防整備などの河川改修や、堆積した土砂、流木の早期撤去など、速やかに実施すべき治水対策の取組を掲げています。

農林水産関係といたしましては、上から4つ目の山地災害の早期復旧、下から2つ目の田んぼダムの推進、一番下の多様で健全な災害に強い森づくりなどを掲げています。

また、右側の生命、財産を守る地域防災力の強化では、最下段のとおり、農作物に対する農業共済等の保険制度への加入促進を位置づけています。

次に、ページの中段から下ですが、今御説明申し上げました、新たな治水対策を前提とした復旧、復興に向けた取組を、I、住まい、コミュニティの創造から、IV、地域の魅力の向上と誇りの回復までの4つの柱に整理しています。

農林水産関係の主なものといたしましては、Ⅱ、なりわい、産業の再生と創出として、上から4つ目の被災した農業者の営農再開、その右の農地、農業用施設や林業、治山施設等の早期復旧、さらに、その下の海域、海岸に漂流、漂着した流木等の処理などを掲げています。

3ページをお願いいたします。

ここでは、4、持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョン、目指すべき方向性を整理しています。

前のページの取組と同様の4つの柱で整理しておりますが、農林水産関係の主な取組といたしましては、同じく、Ⅱ、なりわい、産業の再生と創出として、右列の上から2つ目の林業の生産サイクルの短縮や林道路網の整備などによる緑の雇用の創出に向けた森林資源のフル活用、その下の崩落土の活用による大区画化や新規作物の導入などによる農地の大区画化による生産性の向上など、稼げる農業の実現、さらにその下、アユ種苗の放流体制の再構築やアサリ資源の回復等による球磨川と干潟再生のシンボル、アユ、アサリによる地域活力の再生などを掲げています。

また、資料の右側の5、復旧・復興プランの実現に向けてでは、本プランを実現していくため、(1)被災市町村への支援や市町村相互の連携を促進し、また、(2)プラン実現に向けた実効性の確保として、国家戦略特区の検討や実現、国への要望など、必要な財源の確保に向けた取組も積極的に進めていく旨記載しております。さらに、五木村の振興も、引き続き、県政の重要課題として強力に推進していくことを改めてプランの中で宣言しています。

4ページをお願いいたします。

これまで御説明申し上げました復旧、復興の目指す姿をイラストにしております。

今後のスケジュールですが、復旧、復興の状況をお示していくため、主な取組につき

ましては、ロードマップ等を作成するなど、必要に応じてプランの改定を予定しております。

なお、来週、復旧・復興本部会議を開催し、これまでの復旧、復興の状況等を協議する予定です。

続きまして、農林水産常任委員会報告資料、(2)次期「熊本県食料・農業・農村基本計画」、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」、「熊本県水産基本計画」の策定について御説明申し上げます。

現在、農林水産部では、農業、林業、水産業、それぞれの分野におきまして、関連する施策を中長期視点に基づき、総合的かつ計画的に推進するため、基本計画の策定を進めているところです。

1ページを御覧ください。

まずは、平成28年度から令和元年度の4か年間を計画期間とした現行の各基本計画の取組方針と主な成果について整理いたしました。

食料・農業・農村計画では、左の取組方針として、稼げる農業のさらなる加速化、中山間地域等における持続可能な農村づくりを大きな柱として施策の推進を図ってきたところ、右の主な成果として、認定農業者数が維持されるとともに、地域営農組織の法人化や広域農場の設置が進んでいます。農地集積も進展いたしました。また、中山間農業モデル地区の設置も進みました。

森林・林業・木材産業基本計画では、稼げる林業の推進、県産木材の利活用の最大化などに取り組み、木材生産量や木材利用が増加いたしました。

水産業振興基本構想では、持続可能な養殖業づくりなどに取り組み、ノリ養殖が好調を見せるなど、養殖県熊本復活の兆しを見せています。

2ページを御覧ください。

令和2年度から5年度の4か年間を計画期

間とした各分野における次期基本計画の概要について御説明申し上げます。

上段の現状を踏まえた課題にありますとおり、急速に進展するスマート技術への対応、担い手の減少、高齢化、人口減少社会への対応、国土強靱化の推進、適切な森林整備の推進、水産業の成長産業化などに加えて、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症へも適切に対応することが必要との考えの下、新たな基本計画の構成につきましては、まず、先ほど御説明申し上げました復旧・復興プランの考えに基づいた令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興、そして、これまでも取り組んでおります県産農林水産物の消費喚起策等の新型コロナウイルス感染症による農林水産業への影響の最小化に向けた取組を位置づけています。

その上で、オレンジの食料・農業・農村基本計画では、未来につながる魅力あふれる「くまもと農業」の実現に向け、2つの大きな柱に、それぞれ5つ、4つの小さな柱を立て、施策を整理しています。

1つ目の大きな柱である上段の時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立に向け、1つ目は、スマート農業の導入や食の安全確保や品質管理等、信頼、魅力あふれる商品づくりなどによる生産力、商品力、産地力の強化、2つ目は、円滑な経営継承や親元就農、新規参入等、多様な就農形態に対応した新規就農者の確保、育成などによる担い手の確保、育成及び多様な人財の総結集、3つ目は、農地集積のさらなる加速化や、農地、農業水利施設等の基盤、施設の整備などによる経営力を高める農業生産基盤の強化、4つ目は、排水機場の保全管理や整備、家畜防疫体制の強化などによる国土強靱化の推進とリスク対応力の強化、5つ目は、くまもとの赤を中心とした県産農林水産物の販売強化や地産地消の推進などによる県産農産物の販売力とサプライチェーンの強化と整理しておりま

す。

また、2つ目の大きな柱である下段の中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくりに向け、1つ目は、事業等で得られた所得確保対策と先進事例の波及などによる中山間地域の特色を生かした多様な収入の確保と担い手づくり、2つ目は、地域が行う多面的機能の維持、発揮に向けた取組の支援や、くまもとグリーン農業の推進などによる次世代に引き継ぐ生産環境の整備と農業、農村の多面的機能の維持、発揮、3つ目は、他地域の憧れとなるようなスーパー中山間地域の創生などによる魅力ある地域資源を活用した中山間地域等の振興、4つ目は、地域間連携やスマート捕獲、「えづけSTOP！」対策等の推進、また、くまもとジビエコンソーシアムの活動を通じたくまもとジビエのブランド化などによる鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進としております。

また、右側の緑の部分、森林・林業・木材産業基本計画では、持続可能な森林経営と多様で豊かな森林づくりに向けて、4つの柱を整理しております。

1つ目は、森林環境譲与税も活用した森林経営管理制度等による効率的な森林経営の確立、スマート林業の推進、再造林の着実な実施などによる森林資源の持続的な利用による稼げる林業の実現、2点目は、くまもと林業大学校や緑の雇用制度などの活用による林業を支える山の人財づくり、3つ目は、建築分野における木材利用拡大や、市場のニーズを供給側に適時に伝達共有する体制の整備などによる県産木材の利活用の最大化、4つ目は、水とみどりの森づくり税を活用した森林の有する多面的機能の維持増進の取組や、山地防災力強化に向けた治山対策の実施などによる多様で健全な森林づくりとしています。

さらに、その下の青の水産基本計画では、くまもとの豊かな海づくりと稼げる水産業の実現に向けて、4つの柱で整理しています。

1つ目は、新規就業者の受入れ体制や環境整備、経営安定対策の強化などによる水産業を支える人づくり、2つ目は、改正漁業法に基づく資源管理型漁業の推進、漁場、漁港整備などによる水産資源の持続的利用と水産基盤づくり、3つ目は、漁場環境の変化に対応可能な養殖手法やスマート養殖などの新技術の開発などによる養殖業の生産性向上、4つ目は、国内外の販路拡大やブランド化による販売力の強化、地産地消の推進などによる稼げる水産業の推進と販売体制の整備としております。

現行の計画と比較いたしますと、スマート農林水産業の導入、多様な人材の総結集、国土強靱化の推進、鳥獣被害防止対策の推進などの位置づけを明確にしております。

右上のスケジュールに記載しておりますが、今後、各計画のパブリックコメントを実施した上で、来年2月に計画策定の予定です。各計画案の本体につきましては、作成次第、パブリックコメント前に委員の先生方にお配りさせていただきます。

続きまして、農林水産常任委員会報告資料、(3)新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響について御説明させていただきます。

表紙をおめくりください。

花卉等全9品目の農林水産物について、1月から10月までの10か月間で、約103.9億円の需要減少が生じています。前回試算を行った後の7月以降についても、引き続き、水産物で合わせて17.9億円、牛肉で12億円など、その影響額は、総額33.1億円に及んでいます。

これらの影響に対しまして、一番右の欄のこれまでの対策及び一番下の品目共通にありますとおり、金融支援制度の随時拡充やECサイトを活用した販売支援等とともに、各品目に対しても切れ目なく消費喚起対策を講じているところです。

農林水産政策課は以上でございます。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

別冊の委員会報告資料、(4)令和元年度の野生鳥獣による農作物の被害状況についてをお願いします。

1ページを御覧ください。

農作物の被害状況になります。右側、中段の表1に令和元年度の被害額を、左下の図1のグラフに平成11年度以降の被害額の推移を記載しています。令和元年度の野生鳥獣による農作物被害額は、前年度から約8,900万円増加し、5億2,900万円余となりました。申し遅れましたが、表中の青文字は減少を、赤文字は増加を示しております。前年度との比較で、イノシシ、カラス、鹿などの被害は減少しましたが、カモ、ヒヨドリなどの被害が大きく増加しました。

折れ線グラフを御覧ください。

本県の被害額は、平成22年度の8億4,500万円をピークに、減少基調の中にありましたが、ここ数年は5億円前後で推移していますが、依然高い水準にございます。令和元年度の全体の被害額は、平成27年度以降では初の増となりました。

右側、下段の円グラフ、図2を御覧ください。

鳥獣種別の被害額は、イノシシによる被害が全体の4割を占め、次いで、カモが2割、ヒヨドリとカラスがそれぞれ1割となっています。

図2の右の円グラフ、図3を御覧ください。

作物別の被害額です。野菜が47%、次いで、果樹が23%、米が19%で、これらで全体の9割を占めております。

県では、市町村との連携の下、「えづけS TOP!」を基本とした集落ぐるみの取組の拡大、侵入防止柵の設置や捕獲を進め、その

結果、イノシシや鹿の被害は、継続して減少傾向が続いています。一方で、令和元年度の特徴としては、取組の難易度が高いカモなどの鳥類や猿などの中型獣類による被害が拡大する結果となりました。

次の2ページは、地域別の概況を説明させていただきます。

図4の重ね棒グラフでお示ししておりますが、各地域名の下の赤の印は、被害額が増加した地域、青の印は、被害額が減少した地域を示しています。

地域別では、上益城、球磨、菊池等で被害額が減少し、八代、阿蘇、玉名等で被害額が増加しました。鳥獣種別では、上益城と球磨でイノシシ、菊池で鹿、猿、タヌキの被害が減少した一方で、八代でカモ、ヒヨドリ、阿蘇でイノシシ、猿、玉名でヒヨドリの被害が増加する結果となりました。

次に、3ページをお願いします。

このページでは、関連データとして、(1)で侵入防止柵設置状況、(2)で捕獲頭数、(3)で捕獲活動支援等を記載しております。

(2)の捕獲頭数のうち、イノシシと鹿については、近年、合わせて5万頭前後で推移しておりましたが、令和元年度は5万6,000頭余となりました。

次の4ページには、農作物の被害状況を掲載しております。

少々見づらくて恐縮ですが、上段の左から1枚目は、夜間、レンコンの圃場にカモが飛来している写真です。その右は、カモによるレタスの食害の状況になります。そのほか、かんきつ、スイカ、水稻、サツマイモの被害状況を御紹介しております。

5ページをお願いします。

令和元年度の農作物被害発生の特徴を踏まえた今年度の鳥類による被害の防止に向けた取組状況です。

鳥類による被害が顕著だった八代の県南広域本部や宇城地域振興局では、農業普及・振

興課が中心となって、鳥類による被害防止の実証圃場を設置しております。

今後、これら取組の被害防止効果について検証を行い、その成果を県下全域に波及してまいります。

令和元年度の野生鳥獣による農作物の被害状況についての報告は以上です。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

高病原性鳥インフルエンザへの対応について御説明させていただきます。

資料の1ページをお願いします。

高病原性鳥インフルエンザの国内発生状況でございます。

表を御覧ください。上段に6県19事例とありますが、今朝、大分県、和歌山県でも発生が確認され、8県21事例となりました。例年より早い11月5日に香川県で初めて発生後、続発しまして、約249万羽が殺処分対象となっております。

九州内では、11月25日に福岡県で発生して以来、宮崎県で5例、そして本日の大分県を加えて、計7事例が発生しております。

下段の野鳥につきましては、例年より早い10月に北海道でウイルスが確認されたのをはじめに、鹿児島県出水市においては、鶴のねぐらの水や野鳥のふん便から複数確認されております。

右の日本地図に、家禽を赤丸で、野鳥を水色の星で、それぞれ発生場所を示しております。

2ページをお願いします。

本県における対応について御説明します。

1、3の赤い枠囲みに記載しておりますが、11月5日の香川県での国内初発時、さらに、11月25日の福岡県での九州初発時、それぞれ発生当日に防疫体制レベルを上げて対策会議を行うとともに、県内207全農場の正常確認を行っております。

また、2の水色の枠囲みに記載しておりま

すが、鹿児島県出水市において、野鳥ふん便でウイルスが確認された際は、水俣市の一部が野鳥監視重点区域に入ったため、水俣市内4農場に立入検査を実施し、正常確認を行うとともに、消石灰配付を行っております。

さらに、4の緑の枠囲みのおり、県内発生リスクの高まりを受け、12月4日に緊急防疫対策会議を開催するとともに、ウイルスを農場に入れないため、知事による消毒命令を告示しました。告示内容は、後ほど御説明いたします。

5のその他、平時の対応としまして、(5)に記載しておりますように、防疫演習を毎年継続して実施しており、本年は動員に係る訓練と防疫資材の輸送の演習等を行っております。

(6)に記載していますとおり、動員者としては、全庁で2,700人余の動員者リストを整備しているところです。

また、さらなる対応としまして、県内全養鶏場の防疫措置に必要な各種情報を把握しているところです。養鶏場ごとの航空写真、鶏舎の形状、配置、トラックや重機等の進入路、現場事務所設営の場所などをファイリングし、迅速、的確な初動のため準備をしております。

なお、この情報は、家畜保健衛生所の農場立入り等によって、常に最新となるようにしております。

3ページをお願いします。

消毒命令についてでございます。

12月4日に、養鶏場へのウイルス侵入を防ぎ、本県での発生リスクをでき得る限り下げするため、知事による消毒命令を告示いたしました。

左の枠囲みに告示の内容を記載しております。

家畜伝染病予防法第9条に基づき、高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、県内全域の家禽の所有者に対し、12月7日か

ら年明け1月末までの消石灰による消毒を義務づけました。全戸に消石灰を配付するとともに、右下の図のように、農場の周囲と鶏舎の周りに2メートル幅の消石灰帯をつくるよう指導し、きちんと実施されているかを家畜保健衛生所獣医師が、順次、直接確認しております。

4ページをお願いします。

県内地域ごとの養鶏農場数を示しております。

現在、207農場で約724万羽が飼養されております。玉名、菊池、阿蘇、球磨地域が主産地となっておりますが、県内どの地域においても鳥が飼われております。

本県の過去の発生事例は、右の参考にありますように、平成26年の多良木町、平成28年の南関町の発生でございますが、どちらも1例目で封じ込めができており、継続した発生はありませんでした。

5ページをお願いします。

最後に、万一発生した場合の対応のタイムラインを、平成28年の南関町での事例を基に御説明します。

16時40分、農家からの通報により、家保の職員が現地へ急行し、鳥の状況を確認するとともに、死亡した鳥などを家保に持ち帰り、簡易検査を行いました。簡易検査の結果が陽性であったため、すぐ遺伝子検査に回しております。同時に、本部会議の招集など準備を行い、22時に会議を開催しております。また、3時30分には、同時進行で動員をかけた県職員による第1クールが、防疫作業のため、県庁を出発しております。その後、遺伝子検査で陽性となり、疑似患畜を確定した5時に防疫措置をスタートしております。

本事例では、22時間25分で殺処分が終了、39時間30分で埋却、消毒が終了し、防疫措置が完了いたしました。

現在、生産者や関係団体と連携し、全力で

発生の予防に努めているところでありますが、万一発生した場合には、迅速な封じ込めができるよう、万全な体制を取っていくこととしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○田代国広委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 まず、(1)番の7月豪雨からの復旧・復興プランについてであります。非常にスピーディーに復興計画をつくっていただいたというふうに思いますが、心配なのは、市町村の考えがまとまってきているのかなというところが少し心配であります。

当然、これは、県の方でつくったプランですから、私から見れば、たたき台という前提なのかなというふうに思っています。このたたき台を、これは、やっぱり市町村がしっかりそのことを変えてもいいし、上乘せしてもいいんだと思いますが、事業主体というんですかね、住民と最も近い基礎自治体である市町村が、これと同じ歩調を取ってもらわないと困るということだと思し、県に合わせろと言う必要は全くないわけですから、そのプロセスをどう今からされていくのかなということで、11月の20何日だったですかね、23日か24日ぐらいだったと思いますけれども、このプランが出されたのがですね。その後も含めて、これから、期限はあまり急いで切る必要はないと思いますけれども、市町村の意見の反映というのはどうなさっていくのかについて、第1点でお尋ねしたいと思います。全体の話なんだけど。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

復旧・復興プランの市町村の考え方の入れ込みという御質問だったと思います。

資料の農林水産常任委員会報告資料、(1)の1ページ目を御覧ください。

1ページ目の右上、欄外でございますが、復旧・復興プランにつきましては、復旧、復興の進捗状況やその時々地域の実情を踏まえて、適宜、プランの取組の見直しを行うというふうに記載をさせていただいております。

復旧・復興プラン全体という意味では、今復興局を中心に、各市町村を回り、説明に回っているところでございます。

我が部といたしましては、位置づけられた個別の施策を具体的にどのように推進していくかということについて、合わせて市町村を回り、説明、協議をさせていただいているところでございます。

説明の中でも申し上げましたが、今後、このプランは、ロードマップ等を作成して、具体的な取組方というのを策定していきたいと思っております。その策定に向けまして、我が部といたしましては、個別の施策をどこでどのように進めていくかということ、市町村の意見を反映しながら調整していきたいと考えております。

○前川収委員 各単位で持ち前の役割が変わってくると思いますが、できれば、欄外、米印じゃなくて、この計画の理念として、これはなかなか目が行かずに、こういう計画、立派な計画なんだけれども、果たして市町村は分かってるのかなと、合意なさってるのかなというのが、ぱっと率直に、最初に浮かぶ疑問でありましたので、まずは、そのことをやっぱり言った上で説明してもらわないと、言われたかもしれませんが、若干字も小さいし、計画の在り方として、そのようにあるべきだということを、担当じゃなければ復興局にお伝えいただければというふうに思いま

す。この件は大丈夫です。

もう1ついいですか。

○田代国広委員長 はい、どうぞ。

○前川収委員 すみません。

(2)の食料・農業・農村基本計画についてでありますけれども、前回の計画について、それぞれ、それなりに成果も出たなどというのを、改めて、この1ページ目の資料を見ながら見ておりました。やっぱりこういう計画をしっかりとつくって、計画に基づいて取り組んでいくということは、非常に大事なことだというふうに改めて思ったところであります。

そこで、次期計画についてでありますけれども、とりわけ私の専門とは言いませんけれども、森林、林業、木材産業の計画の中に、多面的機能という言葉は当然使われておりますけれども、蒲島知事が、2050年までに、カーボンゼロ社会っていうんすかね——を目指すと、二酸化炭素ゼロを目指すという宣言をなさったわけでありまして、それに呼応して、国のほうも、新しい菅内閣で、2050年までに二酸化炭素ゼロ社会ということ宣言なさったわけでありまして。

そこで、この新しい計画の中に、森林、林業、木材産業を担う役割の一つとして、私は、CO<sub>2</sub>の吸収源対策ということ、これをもっと大きく出していきたいなという気持ちはずっと——国にも言ってますけれども、思い続けてまいりました。排出源対策はいっぱいなさいます。なるだけCO<sub>2</sub>を出さないようなことはしっかりやられております。ただし、それは全く出さないってことはできないんですね。人間だって出してるわけで、生物はみんな出してるわけでありまして。

それから、木材は、木は、一旦切っただいて、そして植え替える、再造林をすれば、若いときに、成長期にどンドンどンドン炭素を取り込んで、木というのは炭素ですか

ら、どンドンどンドン吸収源対策として大きな役割を払ってくるわけです。誤解をしてほしくないと思ってるのは、今ある木をわざわざ切ることによって、CO<sub>2</sub>対策にならないじゃないかと思われてしまう向きがあるんですよね。そういう誤解をしっかりと解いていかなきゃならない。成長した木は、木も呼吸していますから、酸素を吸って二酸化炭素も出すんです。しかし、成長しきった木は、もう成木は、そういう形になって、吸収源対策にあまりなりません。若い木は、成長していくために、どンドン二酸化炭素を吸うということになりますから、切って植えるということが吸収源対策になるということでありまして。

この基本計画の中に、その趣旨も考えていただいて、いわゆる経済的な側面だけでは、もう森林、林業というのはなかなか厳しい状況になってますので、環境的な側面における森林の役割というものを、県の計画の中でも少し位置づけてもらえればありがたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。何か御意見があれば。

○笹木森林整備課長 御意見とてもありがとうございます。

当然、地球温暖化対策については、森林管理を適正にやっていく中で、循環利用がなされて、CO<sub>2</sub>対策に寄与するというのは、我々としても、もう本当に至極当然のことと思って、このところで、そういうふうなCO<sub>2</sub>というところがあまり見えるようではなかったのかなというところは、確かに言われて御指摘のとおりかなとも思います。

ちょっとそこについては、今後、どういふふうに見えるようにしていくかというのは、少なくとも計画の本文のところの中では、そういうのも考えていかなきゃいけないと思っておりますけれども、そこについての見せ方というか、皆さんに、県民の方にどうやって、こ

う、そこが見えるようにしていくかというのは、ちょっと検討させていただきます。

○前川収委員 林業の専門家は、みんな分かっているんですよ。それ以外は誰も分かってない。はっきり言います。だから分かってないんですよ、本当に。何で立派な森があって木があるのに、それを切っちゃうのと、切れば二酸化炭素を吸わないじゃないかと言われて、逆行してるように見られてる。ほとんどこの委員の皆さん方もそう思ってる方の方が多いんじゃないかと思っておりますよ。相当な識者の方だって知らない。だから、若い木を植えて、苗木を植えて成長する過程において、CO<sub>2</sub>をどんどん吸収するんですということを言わないと、CO<sub>2</sub>対策で森を守りましょう、だったら切るなになるんですよ。その誤解を解くことがとても大事だと思っておりますので、分かっているのは——皆さんは分かっているけれども、ほかの人は誰も分かってないと思って、つくってもらえればと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 3番目の新型コロナウイルスの感染症拡大による影響についてなんですけれども、これは、影響が33億円余り増えて100億円突破したと説明受けたんですが、この農家さんとか水産関係者とか売上げが減ったわけですから、所得がかなり落ち込んだと、それが100億円分落ち込んだということで、政府もいろんな対策、県も対策を立ててますが、この落ち込み分は、もう一応、現行の計画でカバーしてるというふうに考えてよろしいんでしょうか。その辺を教えてください。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課で

ございます。

先ほど御説明申し上げました、(3)の資料の右側もしくは下の品目共通のところに、これまで、県もしくは国の経済対策等を活用した施策を並べているところであります。これらによりまして、一定の生産者への支援というのはできているのかなというふうに思っております。まだまだ今後影響が長期化するという可能性もありますので、今後も影響を注視しつつ、これらの施策を継続していくべきかどうか、新たな施策が必要かどうかというところは検討してまいりたいと思っております。

○濱田大造委員 了解しました。しっかりよろしくをお願いします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○大平雄一委員 災害からの復旧の件で、農地の復旧の件なんですけれども、平成28年の熊本地震とその後の豪雨災害によって、特に、中山間地、山都町の農地の復旧が、公共インフラの復旧に比べて相当遅くなったということがありました。

今回も、人吉・球磨地域、中山間地も大変多いと思いますので、こういったことが懸念されるんですけれども、そういったところはどうのように対策をされようと思っておりますか。

○久保田農村振興局長 農村振興局でございます。

復旧工事全般について、代表してお答えさせていただきます。

今大平委員からございましたとおり、28地震災害によって、山都町を代表的な事例として、不調、不落等発生をして、なお現在も、今復旧工事やっております、一部、いろんな事情ございまして、まだ未着手というか、未契約というような工事も残っております。

その背景としては、先生おっしゃられたように、いろんな、いわゆる施工条件の厳しさとか、資材の調達、マンパワーの不足ということもございまして、熊本地震のときのそういった事例、課題を踏まえながら、しっかり今回についても、地震に匹敵するぐらいの、例えば、農地災害についても件数出てございます。前もって準備をしていかななくちゃいけないということで、既に行っております。

例えば、本年中に農地災害の査定も終わって、早ければ年度末からの工事発注——農地災害に限って言いますと、これ、市町村の発注工事でございます。県営工事というのは、ほぼ1割程度しかございませんので、市町村の発注において、いかに平準化をやって、そういった受注環境を整えるかということも大事でございますので、今の時点から、災害査定と並行して市町村への説明を行っております。

特に、被害が起きた被災市町村、球磨、芦北地方を中心に、首長あるいは担当課のほうを回りまして、発注のいわゆる平準化並びにその設計内容について、適正にといいますか、どうしても急ぐ余りに、その手間とか、いろんな仮設関係が入っていないということの、そういう課題も前回の地震のときの災害復旧でもございましたので、そういった適正な設計の積み上げ、積算、それと平準化による発注、そういったことを今市町村のほうにも指導してございますし、並行しまして、市町村も、非常に今合併等で人手不足、マンパワー不足、なかなか設計をやるような人材が、人材といいですか、職員数が足りないということもございまして、大半のところは、その設計においては、査定が終わった後、設計コンサルのほうに委託をするというようなケースもございますので、市町村に説明している内容と同じような内容を、今後、市町村の委託を受けるであろう設計コンサルのほうにも説明をして回っているというところでござ

います。

それと、加えまして、受注する側のほうの意見もしっかり聞く必要があるということで、既に、第1回ということで、建設業協会の本部のほうと意見交換、部長にも御出席をいただいて意見交換を総体的にやりました。

今後は、本部との意見交換を踏まえて、来年以降になりますと、執行というのは、各出先になります。その基本的な方向を踏まえ、出先のほうにおいても、執行機関として、建設業協会の支部等と意見交換、情報交換をしながら、発注、受注環境あるいは平準化等についても情報交換しながら進めていきたいと、そういったことをしてございます。

今後とも、査定がまだ途中ではございますけれども、地震のとき出てきたような、そういった不調、不落等の発注が遅延するということがないように、できる限り、これからもそういう情報交換を含めて進めていきたいと思っております。

少し長くなりました。申し訳ございません。よろしく申し上げます。

○大平雄一委員 農地は、市町村の工事ということだったんですけれども、実は、益城町のほうでも、まだ稲作ができない農地もあります。これは何でかという、結局、治山で山をまず直してからじゃないと、護岸工事ができなくて水が引けないと。だから、今回、人吉、球磨のほうは、さらにそういった大きな山の工事とかも必要になってくると思うので、さらにまた農地の復旧が遅れるかと思うので、そういったところを私も懸念したものですから、質問させていただきました。またよろしく願います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 せっかくですので、鳥獣被害について2点ほどお尋ねがあるんですが、

ちょっと細かいことで申し訳ないんですけども、八代でカモとヒヨドリの被害が、2ページですね、急激に拡大した理由というのは、ちょっと分からないので教えていただきたいのと、それと、ジビエは、非常に、毎議会で鳥獣被害、一般質問で出てるんですが、ジビエ等を有効活用するには、やっぱり生け捕りで捕獲して適正に処理するという方向に——イノシシなんかは、もう生け捕りしたほうがおいしく食べられると、そういうふうには考えてるんですが、予算も重点的にどんどんそれをつけてやったほうがいいのかなとは思ってるんですが、その辺、今どうなっているのか、改めて教えてください。

以上です。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

まず、八代でカモとヒヨドリが増加したというところの原因についてですが、別冊の資料の1ページで折れ線グラフを出しているんですけども、この中で、平成14年、それと平成22年、それと令和元年、このところに被害額の推移のピークがございまして、これについては、基本的には、主要となるイノシシとか鹿の被害は抑えつつも、上乘せで鳥の被害が多くなった年でございます。

そういうことからしまして、まず、鳥の被害について言うと、数年置きにピークが出て多くなるというのが1つ原因として考えられます。それと、地域的にということ、八代を御指摘いただきましたけれども、八代地域については、最近、これ推測になりますけれども、被害の写真をつけておりますが、すみません、ページで言いますと4ページ、特に露地野菜が最近八代地域では伸びております。そういうところはかなり食害という形で出ている部分がございまして、このあたりもかなり原因になっているのかなというふうに分分析をいたしまして、もう1ページめくって

いただきまして、5ページですが、特に被害が大きかった八代とか、あと、レンコンが、やはりちょっと意外なんですけれども、水の中にあるけれども食害があるもんですから、こういった被害が大きかった地域について対策を打ちながら、全県的な隔年発生する鳥の被害について対応していけないかなと思っておりますが、なかなか空から飛んでくるものですから、苦戦をしているというのが我々の悩みでもあり、かつ農家様の悩みとなっていると思います。粘り強くやっていきたいと思いません。

それと、ジビエについて御指摘をいただきました。

これにつきましては、県のほうでは、鳥獣対策の4本柱という形でしっかり対応していく中に、「えづけSTOP!」などの生息しにくい環境整備、それと侵入を防止し被害を防止するという柵をつくったりする対策、それと直接捕まえる捕獲というところで、その捕獲したところについても、有効な地域の資源というふうな捉え方をしまして、ジビエの活用を進めているところです。

そのときに、委員おっしゃるように、生け捕りして、ジビエとしてしっかり使うというのは、我々も同じような視点を持っておりまして、地域で処理業者の方おられますので、そちらに対してしっかり支援をしていきますとともに、くまもとジビエコンソーシアムという形で関連の業者さんたちを組織化しております。そして、処理から加工、流通に至るまでを組織化した上で、県で支援をしながら安定供給、いいものを安定して供給する体制というのをつくってっております。それに併せて国庫事業の活用とかもしっかりやっているところです。

お答え、ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

○田代国広委員長 いいですか。

○濱田大造委員 了解しました。しっかりお願いします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、ここで私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、平成27年度から、常任委員会ごとに、1年間の常任委員会としての取組の成果を2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

ついては、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、ほかに何かありませんか。

それでは、改めて確認をさせていただきます。

大蘇ダムの漏水に伴う負担金に係る決議については、先ほどの前川委員の発言の趣旨に沿って、文言については委員長一任ということによろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、作成の上、委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

最後に、陳情・要望等が3件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第6回農林水

産常任委員会を閉会いたします。

午前11時44分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長